

内部統制に関する基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するために必要な体制を、以下の基本方針に則り整備することにより、適法かつ効率的に執行する体制を確立する。

- 1 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役、執行役員及び従業員は、遵守すべき行動基準として取締役会において決定されたコンプライアンスに関する基本方針及びコンプライアンスに関する行動指針に則り行動する。
 - (2) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を構築し、社外の通報窓口を設ける。
 - (3) 当社取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - (4) 内部監査部門として当社に監査等委員会直属の監査室を置く。
 - (5) 当社監査室は当社に対する内部監査を実施する。
 - (6) 監査室は、その結果を適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
- 2 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ）等その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程等に従い保存・管理する。
 - (2) 上記文書等は、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理基本方針は取締役会において決定されるものとする。
 - (2) 平時において各部署はその有するリスクの洗い出しを行い、職務執行の中でそのリスクの低減に取り組む。
 - (3) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理のための方針、体制及び手続きを定め、リスク状況の監視、改善の指示を行う。リスク管理委員会の事務局は管理本部とし、当社全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。
 - (4) リスク管理委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより経営に及ぼす影響を最小限にする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度及び本部制を採用し各本部に本部長（執行役員）を設置するとともに、経営連絡会議及び事業運営会議を設置して、経営及び業務執行の監督と、業務執行の明確な役割分担のもと、目標達成の進捗管理を行う。
 - (2) 重要事項を決定するために、原則として月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (3) 各役職者の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し、権限及び責任の明確化を図る。
- 5 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務は、監査室においてこれを補助する。監査室の従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - (2) 当該従業員の人事評価、懲戒、異動については事前に監査等委員会の意見を尊重することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- 6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - (4) 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
 - (5) 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。
- 7 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- 8 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項
- (1) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (2) 当社は監査等委員会が独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
- 9 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 - (2) 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

(附則)

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。